

四街道市第2回農業委員会議事録

令和5年5月12日(金)

第2回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年 5月12日

午後 2時30分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

6番 井 岡 信 夫 委員

7番 小 金 井 貞 夫 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第7号 軽微な農地改良の届出について

協議報告第8号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	

欠席委員（1名）議席順

15番 三石浩

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田 史郎
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和5年度第2回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年5月12日（金）

午後 2時30分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第2回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員6番井岡委員、7番小金井委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は和良比に居住しており、譲渡により畑1,620平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴6年で、近隣で7,693平方メートルの田を借用しており、畑として耕作しております。今回の申請地と合わせて、9,313平方メートルの畑で大豆、ニンニク等を農作業経験2年の妻と2人で耕作するということです。

管理機とハンマーナイフモアを所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、15ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る5月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。5月1日に事前調査会を行いました。内容については、事務局

の説明のとおりです。譲受人は所有農地のすべてで有効利用要件および農作業従事要件等が妥当なため、第2班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の梅澤委員、説明をお願いします。

○梅澤委員 1番梅澤です。譲渡人は高齢のため就農が困難となったため、隣接の農地で就農している譲受人に所有権を移転することにしたそうです。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項についてご説明いたします。

譲受人は吉岡に居住しており、売買により田218平方メートルの所有権を移転するという申請です。

申請地は、譲受人の居住地の目の前で、以前は祖母が所有していました。

譲受人は、農業経験はありませんが、父親が農業歴40年のベテランで、2人で自家消費用の水稻を耕作するということです。

トラクター、田植え機等を所有しており農家要件は満たしております。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、去る5月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員に説明をお願いします。

○橋本委員 14番橋本です。5月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。農機具等を保有していますので、第2班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当委員の勝山委員、説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。事務局および班長の説明のとおりです。許可相当で問題ないと思います。

○議 長 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

3ページをお開きください。第2次農用地利用集積計画(案)です。今回は、更新3件となります。また、借受者は、2人です。

番号1につきましては、吉岡の畑1筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和8年5月31日となります。

番号2につきましては、吉岡の畑2筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和8年5月31日となります。

番号3につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は賃借、終期は令和6年5月31日となります。

4ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議 長** 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長** 全員賛成ですので、議案第2号につきましては、可決いたします。

- 議 長** 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局** 5ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項から次ページの整理番号3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅又は農業用倉庫に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議 長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

- 事務局** 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分しましたのでご報告致します。

整理番号1項から整理番号3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転又は使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項から次ページの整理番号3項までの3件で、解約の理由につきましては、いずれも借主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、市課税課の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、4月27日に江原会長、小金井職務代理者、石川委員と事務局で現地確認を行い、非農地と回答いたしました。

整理番号3項につきましては、4月27日に江原会長、小金井職務代理者、石川委員と事務局で現地確認を行い、非農地と回答いたしました。

整理番号4項につきましては、4月27日に江原会長、小金井職務代理者、石川委員と事務局で現地確認を行い、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第5号「農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第4条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の長屋住宅への転用及び整理番号2項の駐車場への転用につきましては、4月21日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第6号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の資材置場及び駐車場への転用につきましては、4月6日に溝口委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

整理番号2項の貸車両置場への転用並びに整理番号3項の道路拡幅用地への転用につきましては、4月20日に江原会長と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに使用しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第7号「軽微な農地改良の届出について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第7号 軽微な農地改良の届出について、整理番号1項の長岡の農地改良の届出は、農地に約50センチメートル盛土し、落花生と枝豆を作付するための届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第8号「軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 14ページをお開き下さい。

協議報告第8号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について、整理番号1項の農地改良については、13ページの協議報告第7号の整理番号1と同じ物件で、5月1日に2班の委員さんと事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第8号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第8号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(意見なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

(意見なし)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

6月の開催予定については、事前調査会が6月1日の木曜日に、第3班の委員にお願い致します。

また、総会が6月8日木曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は6月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時23分

令和5年5月12日

農業委員会長

議事録署名委員

6番

7番